

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付限度額、利子、償還の方法及び期限等) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付金は、一括償還の方法により、 <u>平成25年3月31日</u> までに償還するものとする。 5 [略] (違約金) 第9条 [略]	(貸付限度額、利子、償還の方法及び期限等) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付金は、一括償還の方法により、 <u>原木しいたけ経営緊急支援資金貸付契約を締結した日の属する年度の末日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その日以前の直近の金融機関の営業日）</u> までに償還するものとする。 5 [略] (違約金) 第9条 [略] <u>2 前項に規定する違約金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。